

# 文教委員会資料①

## 2 請願・陳情の審査

- (1) 陳情第46号 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
- (2) 陳情第47号 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

- 資料1 川崎市内中学校・高等学校の生徒数及び行政体制
- 資料2 私学助成の概要
- 資料3 国の私立高等学校等経常費助成予算
- 資料4 神奈川県私立学校助成関係予算
- 資料5 私立学校に通う児童・生徒と保護者の皆様へ
- 資料6 神奈川県の高専生徒に対する支援施策（令和5年度）
- 資料7 神奈川県が実施する私立高等学校学費補助金の対象者数（令和4年度）
- 資料8 川崎市市立中学校及び高等学校助成関係予算（令和5年度）
- 資料9 公私立学校等児童・生徒数
- 資料10 公立中学校卒業者の進路状況
- 資料11 都道府県別私立学校経常経費補助単価（令和5年度）
- 資料12 高等学校（全日制・定時制）都道府県別学校数
- 資料13 私立高等学校（全日制）の初年度授業料等について（平成30年～令和4年度）
- 資料14 「令和6年度国の施策・制度・予算に関する提案」（令和5年7月神奈川県）抜粋
- 資料15 私立高等学校等の学費支援制度のご案内（抜粋）
- 資料16 県内私立高等学校等の学費等補助金について（令和6年度拡充予定）
- 資料17 陳情に対する考え方について

こども未来局

（令和6年3月12日）

川崎市内中学校・高等学校の生徒数及び行政体制

私立学校

(令和5年5月1日現在)

中学校(6校)

学校名	生徒数	うち市内在住生徒数
法政大学第二	688	184
大西学園	7	6
洗足学園	788	183
カリタス女子	575	190
日本女子大附属	745	143
桐光学園	1,134	344
合計	3,937	1,050

26.7%

高等学校(6校)

学校名	生徒数	うち市内在住生徒数
法政大学第二	1,890	361
大西学園	111	86
洗足学園	729	194
カリタス女子	507	193
日本女子大附属	1,126	227
桐光学園	1,755	527
合計	6,118	1,588

26.0%

神奈川県  
知事

(子どもみらい部  
私学振興課)  
・設置認可  
・運営指導  
・各種助成

県立学校

(令和5年5月1日現在)

高等学校(全日制) 単位:人

学校数	生徒数	(※参考)川崎市立中学校出身者数
14	11,316	9,004

79.6%

※川崎市立中学校出身者数は、令和3年から令和5年の市立中学校卒業者のうち市内県立高校への進学者数の合計。

神奈川県  
教育委員会

・設置  
・運営管理

市立学校

(令和5年5月1日現在)

中学校 単位:人

学校数	生徒数	市内在住生徒数
52	29,832	29,627

99.3%

高等学校(全日制) 単位:人

学校数	生徒数	(※参考)川崎市立中学校出身者数
5	3,565	3,046

85.4%

※川崎市立中学校出身者数は、令和3年から令和5年の市立中学校卒業者のうち川崎市立高校への進学者数の合計。

川崎市  
教育委員会

・設置  
・運営管理

# 私学助成の概要

## 1. 私学助成の基本

私立学校の役割 (国の考え)	わが国の学校教育の発展にとって、質・量両面にわたり重要な役割 ①建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開 ②大学生・短大生の約8割、高等学校生徒の約3割、幼稚園児の約8割が私立学校に在学・在園
-------------------	---

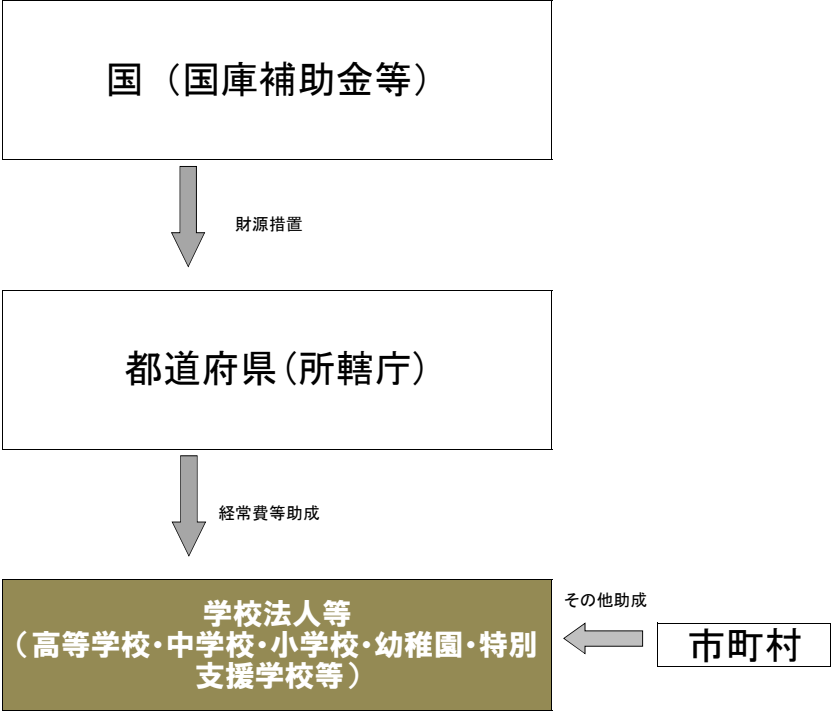


私学助成の主な法的根拠	私立学校法(昭和24年制定) 第59条(助成) 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。 私立学校振興助成法(昭和50年制定) 第1条(助成の目的) ①教育研究条件の維持向上 ②修学上の経済的負担の軽減 ③経営の健全性の向上 } 私立学校の健全な発達に資する 第9条(都道府県への補助) 都道府県が教育に係る経常的経費について補助する場合、国は都道府県に対し、その一部を補助することができる。 第10条(その他の助成) 国又は地方公共団体は、第9条等の規定のほか、補助金の支出、資金の貸付、その他財産の譲渡等を行うことができる。
-------------	--



国・地方公共団体の施策	①経常的経費に対する補助を中心とした助成事業 ②貸付事業 ③学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等、必要な税制上の優遇措置
-------------	--

## 2. 私立高等学校等に対する助成の財源等



## 国の私立高等学校等経常費助成費予算

単位：億円

事業名称	令和3年度	令和4年度	令和5年度	事業内容
1. 私立高等学校等経常費助成費補助	982	989	988	
①一般補助	852	853	851	都道府県が行う私立高等学校、中学校、小学校、幼稚園等の経常費助成費に対して補助
②その他特別補助	130	136	137	
2. 私立高等学校等経常費補助	29	31	32	
特定教育方法支援事業	29	31	32	特別な支援が必要な私立学校等への補助
<b>合 計（経常費等）</b>	<b>1,011</b>	<b>1,020</b>	<b>1,020</b>	

(文部科学省HPを基に作成)

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

神奈川県私立学校助成関係予算

単位:千円

事業名称	令和3年度				令和4年度				令和5年度				事業内容
	計	財源内訳			計	財源内訳			計	財源内訳			
		県一般財源	国庫支出金	その他		県一般財源	国庫支出金	その他		県一般財源	国庫支出金	その他	
<b>1. 経常費補助</b>	<b>42,738,812</b>	<b>36,539,465</b>	<b>6,199,347</b>	<b>0</b>	<b>42,396,786</b>	<b>36,247,020</b>	<b>6,149,766</b>	<b>0</b>	<b>42,751,134</b>	<b>36,493,739</b>	<b>6,257,395</b>	<b>0</b>	私立学校の経常的な経費や特色ある教育への取組に対して助成
①高等学校	21,700,235	18,557,123	3,143,112		21,678,047	18,563,826	3,114,221		22,127,663	18,967,238	3,160,425		
②中等教育学校	661,149	555,494	105,655		690,826	586,351	104,475		730,425	615,842	114,583		
③中学校	5,724,122	4,822,713	901,409		5,829,687	4,922,236	907,451		6,040,779	5,093,498	947,281		
④小学校	2,666,299	2,225,596	440,703		2,680,381	2,251,903	428,478		2,717,585	2,280,340	437,245		
⑤特別支援学校	563,458	563,458	0		569,029	569,029	0		541,385	541,385	0		
⑥幼稚園	9,839,913	8,231,445	1,608,468		9,259,302	7,664,161	1,595,141		8,903,693	7,305,832	1,597,861		
⑦専修学校・各種学校	1,583,636	1,583,636	0	0	1,689,514	1,689,514	0	0	1,689,604	1,689,604	0	0	
2.私立高等学校等生徒学費補助	3,503,025	3,503,025	0	0	3,512,822	3,512,822	0	0	3,501,496	3,501,496	0	0	保護者の学費負担を軽減するため、入学金や授業料を軽減した私立高校等に対して助成
3.私立学校生徒学費緊急支援事業費	19,888	7,564	12,324	0	35,206	15,124	20,082	0	25,848	10,445	15,403	0	家計急変した生徒等の授業料や、東日本大震災により被災した生徒等の授業料を軽減した私立高校等に対して助成
4.私立幼稚園特別支援教育費補助	1,697,360	807,520	791,840	98,000	1,640,128	780,920	764,008	95,200	1,713,040	815,728	798,112	99,200	障害のある幼児を受け入れる幼稚園に対して助成
5.私学団体助成費	6,400	6,400	0	0	6,400	6,400	0	0	6,400	6,400	0	0	私学団体が実施する研修事業等に対して助成
6.私立学校教職員退職金制度補助金	953,619	953,619	0	0	953,619	953,619	0	0	953,619	953,619	0	0	退職金手当の給付財源の一部を助成
7.日本私立学校振興・共済事業団補助金	668,904	668,904	0	0	677,708	677,708	0	0	726,780	726,780	0	0	私学共済の長期給付財源の一部を助成
8.私立学校振興資金利子補給費	11,497	11,497	0	0	7,994	7,994	0	0	7,225	7,225	0	0	施設整備資金借入の支払利子の一部を補給
9.私立学校施設耐震診断調査費補助	4,120	2,060	2,060	0	2,996	1,498	1,498	0	3,906	1,953	1,953	0	施設耐震診断に要する調査費に対して助成
10.公私立学校協調事業費	3,300	3,300	0	0	3,300	3,300	0	0	3,300	3,300	0	0	公私立高等学校による協調事業を実施
11.私立幼稚園施設整備費等補助	524,180	0	524,180	0	113,761	0	113,761	0	281,986	0	281,986	0	認定こども園への移行を図る私立幼稚園の耐震化工事や、遊具等の整備費に対して助成
12.高等学校等就学支援事業費	10,431,787	0	10,431,783	4	10,033,280	0	10,033,276	4	9,860,828	0	9,860,824	4	高等学校等就学支援金の交付等
13.外国人学校生徒等支援事業費	167,663	167,663	0	0	177,051	177,051	0	0	177,051	177,051	0	0	外国人学校に通う生徒を対象に、所得区分ごとに学費負担を軽減するための助成
14.私立専門学校生徒支援検診事業費	8,861	0	8,858	3	10,589	0	10,586	3	0	0	0	0	専門学校生への効果的な経済支援のあり方に関する実証研究事業を実施
15.私立高校生等奨学給付金事業費	538,602	359,521	179,081	0	579,644	386,887	192,757	0	602,256	401,962	200,294	0	生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯の私立高校生等に対する奨学給付金の支給等
16.私立幼稚園利用給付費負担金	5,402,251	5,402,251	0	0	4,725,016	4,725,016	0	0	4,147,988	4,147,988	0	0	市町村が実施する幼児教育無償化事業に要する給付費の1/4を負担
17.その他	825,222	414,447	409,490	1,285	1,214,442	625,400	587,757	1,285	1,241,440	636,364	603,791	1,285	私学振興課運営費、私立学校審議会費等
<b>合計</b>	<b>67,505,491</b>	<b>48,847,236</b>	<b>18,558,963</b>	<b>99,292</b>	<b>66,090,742</b>	<b>48,120,759</b>	<b>17,873,491</b>	<b>96,492</b>	<b>66,004,297</b>	<b>47,884,050</b>	<b>18,019,758</b>	<b>100,489</b>	
	<b>前年比2.4%減</b>				<b>前年比2.1%減</b>				<b>前年比0.1%減</b>				

(神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課から提供)

※ 財源内訳の「その他」は、繰入金、諸収入等



神奈川県

福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課

# 私立学校に通う児童・生徒と保護者の皆様へ

## 令和5年度の私学助成の内容についてお知らせします。

私立学校は、それぞれの建学の精神と教育方針に基づき、特色ある教育を実施しています。

県内約102万人の児童・生徒等のうち、約24%に当たる約25万人の児童・生徒等の教育を受け持つなど、

神奈川の公教育の一翼を担う、大きな役割を果たしています。

そこで、神奈川県では、私立学校に対して様々な助成を行っています。

### ○ 私学助成の考え方

神奈川県では、私立学校に対する助成の考え方として、①教育条件の維持・向上、②修学上の経済的負担の軽減、③学校運営の健全性の向上 の三つを柱として、さまざまな助成を行っています。

### ○ 令和5年度の私学助成予算は総額660億429万円

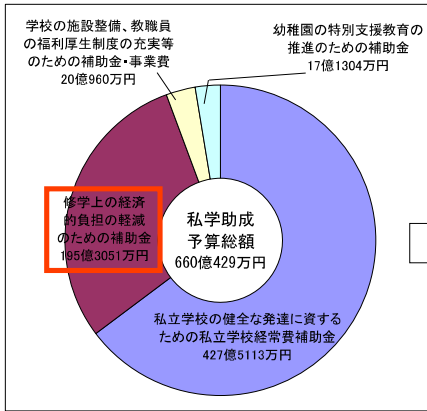
※1万円未満切捨て

私学助成の予算は、①私立学校の健全な発達に資することを目的とした私立学校経常費補助、②修学上の経済的負担の軽減のための就学支援金及び学費補助、③幼稚園の特別支援教育の推進のための私立幼稚園特別支援教育費補助、④学校の施設設備、教職員の福利厚生制度の充実等のための補助等から構成されています。

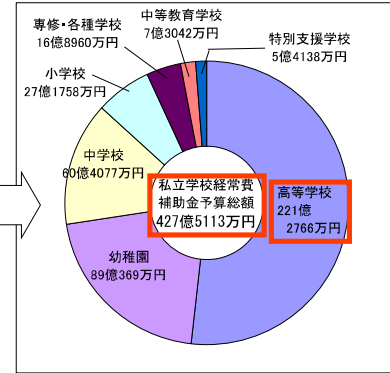
令和5年度私学助成予算は、総額660億429万円（対前年度8644万円減）を計上しています。（令和5年4月1日現在）

### ○ 令和5年度の私学助成予算の内訳

#### \* 私学助成予算事業別内訳



#### \* 私立学校経常費補助金学校種別内訳

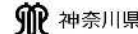


※事業別予算額の概要は、別紙に記載しています。

### ○ 私学補助予算の概要

事業名称等	令和5年度 当初予算 千円	事業内容																																																	
1 経常費補助 (1) 高等学校 22,127,663 (2) 中等教育学校 730,425 (3) 中学校 6,040,779 (4) 小学校 2,717,585 (5) 特別支援学校 541,385 (6) 幼稚園 8,903,693 ※1（保育費等） 313,627 ※2（施設整備） 177,000 (7) 専修学校・各種学校 1,689,604 〔 〕 金額は円未満 〔 〕 金額は円未満	42,751,134	教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の経済的・社会的な負担を軽減する教育への取組みに対し補助します。 ※1 預かり保育推進費補助 正課の保育時間前後及び休業日に、預かり保育を実施する幼稚園に対し補助します。 ※2 地域開放推進費補助 地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う幼稚園に対し補助します。																																																	
2 私立幼稚園特別支援教育費補助	1,713,940	障害のある幼児とともに学び、ともに育つ保育を推進するため、障害のある幼児を受け入れる幼稚園に対し補助します。																																																	
3 高等学校等就学支援事業費	9,360,828	<b>①高等学校等就学支援事業費</b> 家庭の経済的負担を軽減し、希望する高等学校が安心して修学し得るよう、私立高等学校の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援基金により、家庭の教育費負担を軽減します。 ・対象校種 高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、専修学校(高等課程)、各種学校(文部科学省令で定めるもの) 専修学校(一段課程)、各種学校で一定の国家資格者養成施設指定校 <b>②私立高等学校等生徒学費補助</b> 私立高等学校に通う児童の経済的負担軽減のため、一定の所得金額以下の県内在住の保護者に対し、入学金や授業料を軽減した私立高等学校等に対し補助します。 ・対象校種 県内の高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程) ・対象者等 県内に県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に通う生徒が対象 ・対象校種 県内の高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程) <b>■補助上乗額について</b> □ 授業料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準校額(有給)</th> <th>①高等学校等就学支援金</th> <th>②学費補助金(県内在住かつ県内在住のみの)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分Ⅰ</td> <td>398,000 (普通科)297,000</td> <td>398,000</td> <td>60,000 (普通科)150,000</td> <td>458,000</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅱ</td> <td>154,500円未満世帯 (年収目安:約60万円未満)</td> <td>118,800</td> <td>35,700</td> <td>154,500</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅲ</td> <td>203,100円未満世帯 (年収目安:約70万円未満)</td> <td>118,800</td> <td>84,700</td> <td>203,500</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅳ</td> <td>227,100円未満世帯 (年収目安:約73万円未満)</td> <td>118,800</td> <td>33,200</td> <td>152,000</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅴ</td> <td>251,100円未満世帯 (年収目安:約80万円未満)</td> <td>118,800</td> <td>33,200</td> <td>152,000</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅵ</td> <td>304,200円未満世帯 (年収目安:約91万円未満)</td> <td>118,800</td> <td>74,400</td> <td>193,200</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅶ</td> <td>304,200円以上世帯 (年収目安:約91万円以上)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。 ※多子世帯は、15歳以上の兄弟姉妹の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯を指します。 ※上記の世帯(年収目安)は、世帯世帯主(世帯の責任者)が一人だけがいる4人世帯で、子ども2人のうち高校生1人の場合)の金額です。 □ 入学金  <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>上乗額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分Ⅰ・Ⅱの方</td> <td>210,000</td> <td>210,000</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅲ・Ⅳの方</td> <td>100,000</td> <td>100,000</td> </tr> </tbody> </table> </p>	区分	基準校額(有給)	①高等学校等就学支援金	②学費補助金(県内在住かつ県内在住のみの)	合計	区分Ⅰ	398,000 (普通科)297,000	398,000	60,000 (普通科)150,000	458,000	区分Ⅱ	154,500円未満世帯 (年収目安:約60万円未満)	118,800	35,700	154,500	区分Ⅲ	203,100円未満世帯 (年収目安:約70万円未満)	118,800	84,700	203,500	区分Ⅳ	227,100円未満世帯 (年収目安:約73万円未満)	118,800	33,200	152,000	区分Ⅴ	251,100円未満世帯 (年収目安:約80万円未満)	118,800	33,200	152,000	区分Ⅵ	304,200円未満世帯 (年収目安:約91万円未満)	118,800	74,400	193,200	区分Ⅶ	304,200円以上世帯 (年収目安:約91万円以上)	対象外	対象外	対象外	区分	上乗額	合計	区分Ⅰ・Ⅱの方	210,000	210,000	区分Ⅲ・Ⅳの方	100,000	100,000
区分	基準校額(有給)	①高等学校等就学支援金	②学費補助金(県内在住かつ県内在住のみの)	合計																																															
区分Ⅰ	398,000 (普通科)297,000	398,000	60,000 (普通科)150,000	458,000																																															
区分Ⅱ	154,500円未満世帯 (年収目安:約60万円未満)	118,800	35,700	154,500																																															
区分Ⅲ	203,100円未満世帯 (年収目安:約70万円未満)	118,800	84,700	203,500																																															
区分Ⅳ	227,100円未満世帯 (年収目安:約73万円未満)	118,800	33,200	152,000																																															
区分Ⅴ	251,100円未満世帯 (年収目安:約80万円未満)	118,800	33,200	152,000																																															
区分Ⅵ	304,200円未満世帯 (年収目安:約91万円未満)	118,800	74,400	193,200																																															
区分Ⅶ	304,200円以上世帯 (年収目安:約91万円以上)	対象外	対象外	対象外																																															
区分	上乗額	合計																																																	
区分Ⅰ・Ⅱの方	210,000	210,000																																																	
区分Ⅲ・Ⅳの方	100,000	100,000																																																	
4 私立学校生徒学費緊急支援補助金	20,163	保護者の失業、倒産、長期療養などにより、家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立学校に対し補助します。 ・対象校種 県内の中等教育学校(前期課程)、中学校、小学校 ・補助額 99,000円~168,000円(所得により異なる)																																																	
5 被災児童生徒就学支援補助金	5,685	東日本震災・大規模災害により被災した幼児児童生徒の授業料等軽減措置を行った私立学校の設置者に対し、補助します。																																																	
6 外国人学校生徒等支援事業費	177,051	外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所轄に於いて学費負担軽減を図るために補助します。																																																	
7 私立高等学校等奨学給付事業費	602,256	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、県所管世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、神奈川県内に在住している保護者に対し補助します。 ・対象校種 高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1~3年次)、専修学校(高等課程) 各種学校(文部科学省令で定めるもの) 専修学校(一段課程)、各種学校で一定の国家資格者養成施設指定校 ・支給額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①生活保護受給世帯(申請する生徒1人あたりの支給額)</td> <td>年額52,000円</td> </tr> <tr> <td>②県民税・市町村税等前払の滞り(滞り)の世帯(滞り)により、滞り校種となつた世帯も含む(申請する生徒1人あたりの支給額)</td> <td>年額37,000円</td> </tr> <tr> <td>・申請する高校生等(滞り)を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない場合</td> <td>年額152,000円</td> </tr> <tr> <td>・申請する高校生等(滞り)を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹(高校生等及び中学生を除く)がいる場合</td> <td>年額152,000円</td> </tr> <tr> <td>・申請する高校生等(滞り)を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、2人目以降として支給される場合</td> <td>年額52,100円</td> </tr> <tr> <td>・滞り前の高等学校等に通う高校生等の場合</td> <td>年額52,100円</td> </tr> <tr> <td>・高等学校等専修学校に通う高校生等の場合</td> <td>年額52,100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給額	①生活保護受給世帯(申請する生徒1人あたりの支給額)	年額52,000円	②県民税・市町村税等前払の滞り(滞り)の世帯(滞り)により、滞り校種となつた世帯も含む(申請する生徒1人あたりの支給額)	年額37,000円	・申請する高校生等(滞り)を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない場合	年額152,000円	・申請する高校生等(滞り)を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹(高校生等及び中学生を除く)がいる場合	年額152,000円	・申請する高校生等(滞り)を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、2人目以降として支給される場合	年額52,100円	・滞り前の高等学校等に通う高校生等の場合	年額52,100円	・高等学校等専修学校に通う高校生等の場合	年額52,100円																																	
区分	支給額																																																		
①生活保護受給世帯(申請する生徒1人あたりの支給額)	年額52,000円																																																		
②県民税・市町村税等前払の滞り(滞り)の世帯(滞り)により、滞り校種となつた世帯も含む(申請する生徒1人あたりの支給額)	年額37,000円																																																		
・申請する高校生等(滞り)を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない場合	年額152,000円																																																		
・申請する高校生等(滞り)を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹(高校生等及び中学生を除く)がいる場合	年額152,000円																																																		
・申請する高校生等(滞り)を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、2人目以降として支給される場合	年額52,100円																																																		
・滞り前の高等学校等に通う高校生等の場合	年額52,100円																																																		
・高等学校等専修学校に通う高校生等の場合	年額52,100円																																																		
8 私立幼稚園利用給付費負担金	4,147,888	子どもたちに質の高い幼児教育の機会を確保するため、幼児教育無償化の経費として市町村が行う給付費の一部を補助します。																																																	
9 実費徴収補助金	24,628	幼児教育・保育無償化に合わせて負担が増える世帯が生じないように、遊具材料費の一部として市町村が行う給付費の一部を補助します。																																																	
10 私立専門学校教育学費補助金	1,190,422	低所得者世帯を対象に、社会で自立し活躍できる人材を育成するために授業料等減免を実施する私立専門学校に対し補助します。																																																	
11 私立学校施設整備費補助金	3,906	児童生徒等の安全確保及び災害時の避難施設としての公共性の観点から、前倒し整備を実施する私立学校に対し補助します。																																																	
12 私立学校振興基金助成金	7,225	教育環境の充実、児童等の安全確保を図るため、私立学校が行う施設整備事業に対し、その資金の融資あっせんを行うとともに給付の一部を補助します。																																																	
13 私立学校体育助成費	6,400	私立学校教育の振興を図るため、中学高等学校協会4私学団体及びその他2団体の研修事業等に対し補助します。																																																	
14 私立学校教職員退職金創設補助金	953,619	私立学校教職員の福利厚生を支援するため、退職引当金創設の一部を補助します。																																																	
15 日本私立学校振興・共済事業団補助金	726,780	私立学校教職員の福利厚生を支援することにより、私学教育の振興に寄与するため、日本私立学校振興・共済事業団の長期給付事業に対して補助します。																																																	
16 その他	311,026																																																		
合計	66,004,229																																																		

※3~7、10の手続きについては、右欄する学校にお問い合わせください。



神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部私学振興課 助成グループ(045-210-3772、045-210-3774、045-210-3793)  
横浜市中区日本大通1-7-231-8588

## 神奈川県の高等学校生徒に対する支援施策(令和5年度)

No.	1		2		3	4	5
名称等	高等学校等就学支援金		神奈川県高校生等奨学給付金		神奈川県私立高等学校等 生徒学費補助金	神奈川県奨学金	
	公立	私立	公立	私立		高等学校 奨学金	短期臨時 奨学金
概要等	国からの補助金を各学校設置者が受領し、授業料に充てる制度	①国からの補助金を各学校設置者が受領し、授業料に充てる制度 ②振込又は授業料と相殺など、学校によって異なる。	7月1日現在で保護者が県内に在住し、要件に該当する世帯への給付金 ※新入生に対する一部早期給付あり	7月1日現在で保護者が県内に在住し、要件に該当する世帯への給付金 ※新入生に対する一部早期給付あり	神奈川県の補助金として、授業料及び入学金を補助	①無利息で卒業後に貸付期間の4倍以内の期間で返還する貸付 ②予約採用(中学3年生の時)と在学採用(入学後)の申込が可能 ③貸付期間は1年間 ④【第一種奨学金】と【第二種奨学金】の区分がある。第一種奨学金については、所得、成績等の条件を満たせば全額又は半額の返還免除を受けることができる。	入学前の3月末に高等学校奨学金の一部相当額を前倒して貸し付ける制度
要件等	保護者等の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額＝30万4200円未満 ※政令指定都市の場合は「調整控除の額に3/4を乗じる。	保護者等の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額＝30万4200円未満 ※政令指定都市の場合は「調整控除の額に3/4を乗じる。 保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する家計急変支援制度あり(所得制限あり:令和5年度～)。	次のいずれかに該当する世帯 ①生活保護(生業扶助)を受けている世帯 ②保護者全員の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が非課税である世帯(家計急変により非課税相当となった世帯も含む)	次のいずれかに該当する世帯 ①生活保護(生業扶助)を受けている世帯 ②保護者全員の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が非課税である世帯(家計急変により非課税相当となった世帯も含む)	①神奈川県内の私立高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学 ②生徒及び保護者が県内に在住 ③保護者等の年収目安が約750万円未満(多子世帯※)は約910万円未満)の生徒(住民税に基づく基準額で判断) (※)15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯	①【第一種奨学金】県内に在住で県内の高等学校等に在学 【第二種奨学金】保護者が県内に在住(生徒は県外在住も可) ②保護者の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が507,000円未満 ③学校長が推薦する者	高等学校奨学金の予約採用奨学生として採用された者
種別	給付	給付	給付	給付	給付	貸付 (無利子)	貸付 (無利子)
金額	・全日制 118,800円 ・定時制 32,400円	118,800円 ～396,000円	・生活保護受給世帯:32,300円 ・非課税世帯:50,500円 ～143,700円	・生活保護受給世帯:52,600円 ・非課税世帯:52,100円 ～152,000円	・授業料 60,000円～ 337,200円 ・入学金 100,000円～210,000円	【1年生】 ・国公立(月額):10,000円～30,000円 ・私立(月額):10,000円～50,000円 【2年生以上】 ・国公立(月額):10,000円又は20,000円 ・私立(月額):10,000円～40,000円 ※2年生以上については、上記金額で必要な学資を賅えない場合、申請により基本月額に10,000円の加算が可能	120,000円

1(私立)、2(私立)、3、4 : 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課から提供  
1(公立)、2(公立)、5、6 : 神奈川県教育委員会財務課から提供

## 神奈川県が実施する私立高等学校学費補助金の対象者数（令和4年度）

所得区分	人数（人）	授業料補助額（円）
区分1（生保世帯）	150	
区分2（住民税非課税・年収約270万円未満）	2,298	60,000
区分3（年収約590万円未満）	7,191	
区分4（年収約700万円未満）	7,601	337,200
区分5（年収約750万円未満の多子世帯以外）	2,582	74,400
区分5-2（年収約750万円未満の多子世帯）	67	337,200
区分6（年収約800万円未満の多子世帯）	78	337,200
区分7（年収約910万円未満の多子世帯）	149	74,400
合 計	20,116	

（年収はあくまで目安です）

（多子世帯：15歳以上23歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）が3人以上いる世帯）

※対象者20,116人のうち、実質無償化となる所得区分1～4、5-2、6の人数は、17,385人です。

（神奈川県福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課から提供）



## 1. 川崎市私立中学校及び高等学校助成関係予算(令和5年度)

事業名称	事業内容	金額
川崎市私立 中学高等学校 校長協会補助 金	川崎市私立中学高等学校校長協会に対し、 私立学校の学校長、教頭及び教職員の研 修に要する費用に助成	308,000円
川崎市私立 中学校及び 高等学校教 材教具等補 助金	・私立学校の学校教育の目的を達成する ために必要な教材及び教具並びに学校の 管理運営に必要な備品又は整備に要する 費用に助成 ・対象校は、中学6校、高校6校	1,926,000円

(所管 こども未来局)

## 2. 川崎市高等学校奨学金(令和5年度)

名 称	概要・要件等	種別	金 額
川崎市高等学校 奨学金(学年資 金)	①市内在住 ②前年度の全履修科目の評定結果の平均 値が5段階評価で3.5以上 ③前年の世帯の総所得金額が、一定の基 準額以内 ④高等学校(中等教育学校後期課程及び 特別支援学校の高等部、高等専門学校 (第3学年まで)及び専修学校の高等課 程を含む。)の生徒が対象 ⑤毎年6月に募集し、8月及び2月に支 給	給付	・国公立(年額) 第1学年:36,000円 第2学年:61,000円 第3学年:46,000円 第4学年以降:36,000円 ・私立(年額) 第1学年:60,000円 第2学年:85,000円 第3学年:70,000円 第4学年以降:60,000円
川崎市高等学校 奨学金(入学支 度資金)	①市内在住 ②第3学期前期の全履修科目の評定結果 の平均値が5段階評価で3.5以上 ③前年の世帯の総所得金額が、一定の基 準額以内 ④高等学校(中等教育学校後期課程及び 特別支援学校の高等部、高等専門学校 (第3学年まで)及び専修学校の高等課 程を含む。)の生徒が対象 ⑤中学3年生の11月に募集し、支給は 入学前の3月	給付	・国公立:45,000円 ・私立:70,000円

(所管 教育委員会)

## 公私立学校等児童・生徒数

## 1 神奈川県内

単位：人  
各年度5月1日現在

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
幼稚園	公立	1,608	1,446	1,257	1.5%
	私立	95,958	88,397	81,541	98.5%
	計	97,566	89,843	82,798	100.0%
幼保連携型 認定こども園	公立	1,336	1,350	1,369	5.6%
	私立	21,674	22,499	23,186	94.4%
	計	23,010	23,849	24,555	100.0%
小学校	国公立	440,615	436,311	429,697	97.7%
	私立	10,483	10,326	10,265	2.3%
	計	451,098	446,637	439,962	100.0%
中学校	国公立	201,727	200,544	198,724	88.8%
	私立	24,872	24,836	25,099	11.2%
	計	226,599	225,380	223,823	100.0%
高等学校 (全日制・定時制)	公立	126,702	123,379	121,963	63.6%
	私立	69,229	69,687	69,698	36.4%
	計	195,931	193,066	191,661	100.0%

(神奈川県学校基本調査から集計)

## 2 川崎市内

単位：人  
各年度5月1日現在

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
幼稚園	公立	—	—	—	—
	私立	16,880	15,116	13,420	100.0%
	計	16,880	15,116	13,420	100.0%
幼保連携型 認定こども園	公立	—	—	—	—
	私立	912	904	872	100.0%
	計	912	904	872	100.0%
小学校	公立	74,144	74,219	73,727	98.0%
	私立	1,556	1,555	1,534	2.0%
	計	75,700	75,774	75,261	100.0%
中学校	公立	29,975	30,016	29,832	88.3%
	私立	4,006	3,962	3,937	11.7%
	計	33,981	33,978	33,769	100.0%
高等学校 (全日制・定時制)	公立	16,188	15,761	15,574	71.8%
	私立	6,155	6,138	6,118	28.2%
	計	22,343	21,899	21,692	100.0%

(神奈川県学校基本調査から集計)

## 1. 公立中学校卒業者の進路状況

## (1) 神奈川県

(単位：人)

卒業年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
卒業生総数	65,159	100.0%	67,124	100.0%	68,003	100.0%
全日制高等学校	58,695	90.1%	59,956	89.3%	60,547	89.0%
公立	39,747	61.0%	40,119	59.8%	40,642	59.8%
市内市立	3,633	5.6%	3,646	5.4%	3,680	5.4%
県立	35,527	54.5%	35,937	53.5%	36,293	53.4%
県外・国公立	587	0.9%	536	0.8%	669	1.0%
私立	18,948	29.1%	19,837	29.6%	19,905	29.3%
県内	14,192	21.8%	15,070	22.5%	15,051	22.1%
県外	4,756	7.3%	4,767	7.1%	4,854	7.1%
定時制高等学校	1,227	1.9%	1,256	1.9%	1,232	1.8%
公立	1,215	1.9%	1,245	1.9%	1,217	1.8%
県内	1,204	1.8%	1,230	1.8%	1,210	1.8%
県外	11	0.0%	15	0.0%	7	0.0%
私立	12	0.0%	11	0.0%	15	0.0%
県内						
県外	12	0.0%	11	0.0%	15	0.0%
その他(高等専門学校、通信制、就職者等)	5,237	8.0%	5,912	8.8%	6,224	9.2%

(神奈川県教育統計「公立中学校卒業者の進路の状況」を基に作成)

## (2) 川崎市

(単位：人)

卒業年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
卒業生総数	9,626	100.0%	9,910	100.0%	10,211	100.0%
全日制高等学校	8,677	90.1%	8,926	90.1%	9,091	89.0%
公立	5,402	56.1%	5,322	53.7%	5,432	53.2%
市立	1,009	10.5%	1,006	10.2%	1,031	10.1%
市内県立	3,008	31.2%	2,987	30.1%	3,009	29.5%
市外・国公立	1,385	14.4%	1,329	13.4%	1,392	13.6%
私立	3,275	34.0%	3,604	36.4%	3,659	35.8%
県内	1,265	13.1%	1,496	15.1%	1,553	15.2%
県外	2,010	20.9%	2,108	21.3%	2,106	20.6%
定時制高等学校	168	1.7%	170	1.7%	183	1.8%
公立	160	1.7%	163	1.6%	174	1.7%
市立	116	1.2%	99	1.0%	124	1.2%
市内県立	30	0.3%	48	0.5%	38	0.4%
市外・国公立	14	0.1%	16	0.2%	12	0.1%
私立	8	0.1%	7	0.1%	9	0.1%
県内						
県外	8	0.1%	7	0.1%	9	0.1%
その他(高等専門学校、通信制、就職者等)	781	8.1%	814	8.2%	937	9.2%

※割合は、卒業生総数に対するそれぞれの区分の割合、算出にあたっては小数点第2位を四捨五入

## 2. 公立中学校卒業者の進路状況及び希望調査(令和3年度)

## 川崎市立公立中学校

(単位：人)

	令和3年10月 希望調査(卒業予定者)		令和4年3月 卒業生	
卒業生総数	9,908	100.0%	9,910	100.0%
全日制高等学校	8,960	90.4%	8,926	90.1%
公立	7,198	72.6%	5,322	53.7%
市立	1,460	14.7%	1,006	10.2%
市内県立	3,833	38.7%	2,987	30.1%
市外・国公立	1,849	18.7%	1,329	13.4%
全日制希望詳細未定	56	0.6%		
私立	1,762	17.8%	3,604	36.4%
県内	638	6.4%	1,496	15.1%
県外	1,124	11.3%	2,108	21.3%
定時制高等学校	97	1.0%	170	1.7%
公立	97	1.0%	163	1.6%
市立	52	0.5%	99	1.0%
市内県立	24	0.2%	48	0.5%
市外・国公立	14	0.1%	16	0.2%
定時制希望詳細未定	7	0.1%		
私立	0	0.0%	7	0.1%
県内				
県外	0	0.0%	7	0.1%
その他	851	8.6%	814	8.2%
高等学校等(通信、特支等)	550	5.6%	706	7.1%
専修学校等	16	0.2%	24	0.2%
就職等	18	0.2%	9	0.1%
その他(未定を含む)	267	2.7%	75	0.8%

教育調査統計資料(令和3年度、令和4年度)から

※割合は、卒業生総数に対するそれぞれの区分の割合、算出にあたっては小数点第2位を四捨五入

1. 都道府県別私立学校経常費補助単価(令和5年度)

(令和5年7月18日 日本私立中学高等学校連合会調べ)

(単位:円)

高等学校(全日制・定時制)			中学校			小学校			幼稚園(学法)		
順位	都道府県	予算単価	順位	都道府県	予算単価	順位	都道府県	予算単価	順位	都道府県	予算単価
1	鳥取	438,071	1	鳥取	427,979	1	静岡	354,904	1	東京	235,236
2	東京	404,103	2	福井	378,137	2	鹿児島	350,519	2	徳島	221,686
3	静岡	394,127	3	東京	373,352	3	福島	345,842	3	奈良	221,000
4	佐賀	392,250	4	静岡	355,501	4	大分	345,836	4	神奈川	217,384
5	石川	391,432	5	高知	353,073	5	宮崎	345,606	5	岐阜	216,980
6	千葉	383,527	6	鹿児島	349,516	6	三重	345,124	6	岡山	216,251
7	福島	382,671	7	佐賀	349,513	7	福岡	344,723	7	富山	215,007
8	広島	380,931	8	大分	348,504	7	群馬	344,723	8	千葉	213,120
9	福岡	379,895	9	福島	347,637	9	岐阜	344,690	9	石川	211,571
10	徳島	379,865	10	宮崎	347,213	10	北海道	344,640	10	京都	211,353
11	富山	379,185	11	島根	347,181	11	富山	344,570	11	兵庫	210,601
12	茨城	377,532	12	熊本	347,180	12	高知	344,504	12	静岡	209,670
13	高知	376,922	13	岐阜	347,000	12	千葉	344,504	13	新潟	209,105
14	岐阜	375,010	14	三重	346,727	12	茨城	344,504	14	群馬	208,458
15	長崎	374,914	15	福岡	346,485	12	長崎	344,504	15	滋賀	208,000
16	秋田	373,984	15	群馬	346,485	12	山梨	344,504	16	広島	207,782
17	岩手	373,000	15	青森	346,485	12	長野	344,504	17	福岡	207,720
18	北海道	369,148	18	富山	346,200	18	沖縄	343,632	18	大阪	206,690
19	奈良	368,500	18	北海道	346,130	19	岩手	341,199	19	栃木	205,100
20	香川	367,851	19	千葉	346,101	20	広島	341,004	20	山口	205,000
21	兵庫	367,515	19	茨城	346,101	21	和歌山	340,770	21	北海道	204,370
22	大分	367,390	19	長崎	346,101	22	石川	335,008	22	山梨	204,128
23	群馬	366,724	19	山梨	346,101	23	宮城	331,308	23	大分	203,847
24	山梨	366,680	19	長野	346,101	24	徳島	329,841	24	福島	203,639
25	新潟	365,433	19	愛媛	346,101	25	兵庫	326,347	25	香川	202,674
26	鹿児島	363,951	26	沖縄	345,229	26	愛知	324,436	26	三重	202,494
27	三重	358,631	27	和歌山	343,490	27	栃木	310,100	27	山形	201,255
28	山形	357,816	28	岩手	342,802	28	京都	309,300	28	茨城	201,102
29	山口	357,500	29	広島	342,601	29	福井	307,076	29	佐賀	199,802
30	岡山	357,452	30	岡山	341,495	30	東京	299,712	30	愛媛	198,020
31	宮崎	355,054	31	新潟	338,304	31	岡山	290,615	31	埼玉	197,681
32	島根	355,044	32	徳島	334,767	32	神奈川	281,467	32	鹿児島	197,595
33	熊本	355,043	33	石川	334,058	33	奈良	270,000	33	沖縄	197,371
34	青森	354,725	34	香川	331,443	34	大阪	252,832	34	青森	197,220
35	宮城	354,376	35	兵庫	331,075	35	埼玉	247,832	34	高知	197,160
36	栃木	354,100	36	宮城	330,478				34	熊本	197,143
37	長野	354,027	37	愛知	329,475				37	宮城	197,120
37	愛知	354,027	38	栃木	311,500				38	長野	197,020
37	愛媛	354,027	39	京都	310,800				38	愛知	197,020
40	沖縄	353,060	40	滋賀	303,000				40	福井	196,457
41	和歌山	351,210	41	山口	281,000				41	長崎	196,112
42	福井	350,144	42	大阪	273,955				42	秋田	195,643
43	滋賀	350,000	43	奈良	271,500				43	岩手	195,119
44	神奈川	347,486	44	神奈川	258,688				44	和歌山	192,430
45	京都	343,238	45	埼玉	254,129				45	鳥取	188,465
46	大阪	325,500									
47	埼玉	320,331									
単純平均	366,455	単純平均	336,371	単純平均	327,448	単純平均	204,858				

※令和5年度から日本私立中学高等学校連合会による順位付けは廃止されたため、本表は公表データを加工して作成したもの。

2. 神奈川県私立学校経常費補助単価(令和3年度～令和5年度)

(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高等学校 (全日制・定時制)	338,173	340,959	347,486
	(前年度比)	(2,786)	(6,527)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中学校	249,056	250,309	258,688
	(前年度比)	(1,253)	(8,379)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	270,873	273,423	281,467
	(前年度比)	(2,550)	(8,044)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園	195,578	200,158	217,384
	(前年度比)	(4,580)	(17,226)

(日本私立中学高等学校連合会調べ)

## 高等学校(全日制・定時制)都道府県別学校数

## 1. 計 (本校+分校)

区 分	計				国 立	公 立				私 立			
	計	全日制	定時制	併 置	全日制	計	全日制	定時制	併 置	計	全日制	定時制	併 置
令和4年度	4,824	4,196	172	456	15	3,489	2,887	168	434	1,320	1,294	4	22
令和5年度	4,791	4,170	173	448	15	3,455	2,860	169	426	1,321	1,295	4	22
北海道	270	229	9	32	—	220	179	9	32	50	50	—	—
青森	63	54	3	6	—	46	37	3	6	17	17	—	—
岩手	79	70	3	6	—	66	57	3	6	13	13	—	—
宮城	96	83	7	6	—	77	64	7	6	19	19	—	—
秋田	52	46	1	5	—	47	41	1	5	5	5	—	—
山形	60	54	1	5	—	46	40	1	5	14	14	—	—
福島	97	91	5	1	—	79	73	5	1	18	18	—	—
茨城	119	106	6	7	—	95	82	6	7	24	24	—	—
栃木	76	68	2	6	—	61	53	2	6	15	15	—	—
群馬	77	63	2	12	—	64	50	2	12	13	13	—	—
埼玉	191	167	5	19	1	142	118	5	19	48	48	—	—
千葉	181	165	1	15	—	127	111	1	15	54	54	—	—
東京都	429	357	16	56	6	186	133	14	39	237	218	2	17
神奈川県	228	201	3	24	—	149	122	3	24	79	79	—	—
新潟	101	91	9	1	—	85	75	9	1	16	16	—	—
富山	49	43	5	1	—	39	33	5	1	10	10	—	—
石川	56	50	5	1	1	45	39	5	1	10	10	—	—
福井	32	24	2	6	—	25	18	1	6	7	6	1	—
山梨	40	33	2	5	—	29	22	2	5	11	11	—	—
長野	99	81	4	14	—	82	64	4	14	17	17	—	—
岐阜	82	71	3	8	—	66	55	3	8	16	16	—	—
静岡県	136	116	2	18	—	93	73	2	18	43	43	—	—
愛知	221	190	4	27	2	164	134	4	26	55	54	—	1
三重	70	59	3	8	—	57	46	3	8	13	13	—	—
滋賀	56	49	2	5	—	46	40	2	4	10	9	—	1
京都	105	94	7	4	1	64	53	7	4	40	40	—	—
大阪	254	231	5	18	1	157	134	5	18	96	96	—	—
兵庫県	205	182	13	10	—	153	130	13	10	52	52	—	—
奈良	51	44	4	3	—	36	30	4	2	15	14	—	1
和歌山	47	38	3	6	—	38	29	3	6	9	9	—	—
鳥取	32	28	2	2	—	24	20	2	2	8	8	—	—
島根	47	44	1	2	—	37	34	1	2	10	10	—	—
岡山	86	75	11	—	—	63	52	11	—	23	23	—	—
広島	128	112	3	13	2	91	76	3	12	35	34	—	1
山口	75	62	3	10	—	55	42	3	10	20	20	—	—
徳島	36	30	1	5	—	33	27	1	5	3	3	—	—
香川	40	31	—	9	—	30	21	—	9	10	10	—	—
愛媛	65	55	1	9	1	53	43	1	9	11	11	—	—
高知	43	29	3	11	—	34	21	2	11	9	8	1	—
福岡	163	141	5	17	—	104	82	5	17	59	59	—	—
佐賀	44	38	—	6	—	35	29	—	6	9	9	—	—
長崎	79	71	2	6	—	57	49	2	6	22	22	—	—
熊本	73	65	—	8	—	52	44	—	8	21	21	—	—
大分	54	50	1	3	—	40	36	1	3	14	14	—	—
宮崎	51	45	2	4	—	36	31	2	3	15	14	—	1
鹿児島	89	87	—	2	—	68	66	—	2	21	21	—	—
沖縄	64	57	1	6	—	59	52	1	6	5	5	—	—

1. 「併置」とは、全日制と定時制の両方の課程を設置している学校をいう。

(令和5年度学校基本調査結果を基に作成)

2. 上記のほか、通信制課程のみを置く高等学校(通信制独立校)については、第156表に掲げている。

私立高等学校（全日制）の初年度授業料等について（平成30年度～令和4年度）

資料 13

都道府県の協力により、私立の高等学校（全日制）における初年度納付金の生徒一人あたりの平均額について取りまとめたものである。

全国の平均額

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	
授業料(A)	399,152	404,713	1.4%	433,991	7.2%	441,101	1.6%	445,174	0.9%		
入学科(B)	163,272	163,362	0.1%	163,218	△0.1%	163,279	0.0%	164,196	0.6%		
施設整備費等(C)	168,562	168,602	0.0%	151,715	△10.0%	148,315	△2.2%	149,510	0.8%		
計(A+B+C)	730,986	736,677	0.8%	748,924	1.7%	752,696	0.5%	758,881	0.8%		

授業料(A) 445,174 + 施設整備費等(C) 149,510 = 594,684

都道府県別の平均額

なお、都道府県別の平均額は以下のとおりである。

都道府県名	平成30年度					令和元年度					令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	授業料(A)	入学科(B)	施設整備費等(C)	小計(A+C)	計(A+B+C)	授業料(A)	入学科(B)	施設整備費等(C)	小計(A+C)	計(A+B+C)	授業料(A)	入学科(B)	施設整備費等(C)	小計(A+C)	計(A+B+C)	授業料(A)	入学科(B)	施設整備費等(C)	小計(A+C)	計(A+B+C)	授業料(A)	入学科(B)	施設整備費等(C)	小計(A+C)	計(A+B+C)
北海道	342,667	197,078	67,130	409,797	606,875	344,784	197,549	69,055	413,839	611,388	382,824	196,176	49,328	432,152	628,328	400,221	196,300	41,748	441,969	638,269	406,896	195,600	47,468	454,364	649,964
青森県	372,647	57,451	109,810	482,457	539,908	372,647	57,451	109,810	482,457	539,908	414,894	58,627	70,786	485,680	544,308	424,212	58,627	70,351	494,563	553,190	419,765	58,627	70,351	490,116	548,743
岩手県	342,476	95,385	118,572	433,341	528,726	317,538	95,385	120,879	438,417	533,802	381,415	96,154	69,264	506,679	546,833	388,800	96,154	67,418	456,218	552,372	388,800	96,154	69,162	457,962	554,115
宮城県	342,476	68,824	130,060	652,536	721,360	346,762	59,750	131,287	658,049	717,799	399,684	59,237	277,812	677,496	736,733	403,474	59,237	278,854	682,328	741,565	406,316	59,237	278,015	684,331	743,568
秋田県	299,600	154,000	181,928	481,528	635,528	300,000	154,000	182,505	482,505	636,505	312,000	154,000	175,321	487,321	641,321	335,600	154,000	178,895	512,495	666,495	348,000	154,000	179,363	681,363	
山形県	404,786	134,881	89,421	494,207	629,088	411,354	131,190	86,392	497,746	628,937	428,100	120,510	75,121	503,221	623,731	445,757	124,286	74,043	519,800	644,086	445,757	124,286	75,521	521,278	645,564
福島県	287,035	142,941	113,919	400,954	543,895	288,059	135,588	113,864	401,923	537,511	377,653	139,412	37,058	414,711	554,123	378,729	139,412	37,799	416,528	555,940	385,082	142,500	38,784	423,866	566,367
茨城県	344,375	183,333	291,733	636,108	819,441	339,375	183,333	293,816	633,191	816,525	361,625	183,333	275,608	637,233	820,566	384,875	182,708	255,442	640,317	823,025	384,875	183,958	250,858	635,733	819,692
栃木県	291,429	145,714	253,986	545,415	691,129	294,000	145,714	258,533	552,533	698,248	374,143	147,143	181,248	555,391	702,533	390,429	147,143	176,390	566,819	713,962	390,429	147,143	186,233	576,662	723,805
群馬県	326,172	128,308	224,251	550,423	678,731	330,738	128,308	219,907	550,645	678,954	411,092	130,385	157,815	568,907	699,291	413,862	130,385	160,039	573,901	704,285	413,862	128,077	156,693	570,555	698,632
埼玉県	378,067	224,615	207,419	585,486	810,101	378,983	224,615	208,461	587,444	812,059	379,483	224,927	209,827	589,310	814,238	381,733	224,927	210,077	591,810	816,738	387,367	223,885	208,244	595,611	819,496
千葉県	315,733	151,042	245,574	561,307	712,349	317,622	147,894	250,537	568,159	716,052	339,244	148,171	242,262	581,506	729,678	360,622	147,963	224,683	585,305	733,268	368,844	148,380	223,739	592,583	740,963
東京都	452,476	250,242	212,519	664,995	915,237	457,883	251,022	213,993	671,876	922,897	463,668	251,526	216,003	679,671	931,198	466,545	252,688	214,391	680,936	933,625	473,002	253,733	216,640	689,642	943,375
神奈川県	445,013	208,589	260,433	705,446	914,037	449,563	208,461	265,441	715,004	923,466	455,383	210,961	277,491	732,874	943,836	458,537	210,961	274,791	733,328	944,290	464,665	210,961	273,000	737,665	948,627
新潟県	308,949	150,000	117,963	426,872	576,872	309,659	150,000	119,369	429,028	579,028	317,384	153,125	121,088	438,472	591,597	352,759	152,500	85,450	438,209	590,709	362,884	153,125	80,566	443,540	596,755
富山県	376,440	99,500	69,760	446,200	545,700	376,440	104,500	51,427	427,867	528,367	388,800	104,500	44,227	433,027	537,527	394,800	114,500	38,493	433,293	547,793	396,000	119,500	434,627	554,127	
石川県	342,667	70,000	117,011	459,678	529,678	348,667	71,111	117,656	466,323	537,433	364,667	73,333	117,406	482,073	555,406	364,667	73,333	120,690	485,357	558,690	368,000	73,333	122,032	490,332	563,366
福井県	282,720	98,000	102,250	384,970	482,970	282,720	98,000	106,668	388,788	486,788	335,232	5,520	115,490	450,722	456,242	349,560	5,542	125,458	475,018	480,560	347,472	5,520	136,870	484,342	489,862
山梨県	323,782	133,182	223,030	546,812	679,994	337,964	133,182	209,939	547,903	681,805	390,873	133,182	180,303	571,176	704,358	397,418	133,182	180,303	577,721	710,903	405,600	129,545	182,206	587,806	717,352
長野県	448,559	152,353	210,488	659,047	823,741	473,324	152,353	221,812	695,136	847,488	586,647	152,353	117,294	703,941	856,294	598,059	134,706	117,882	705,941	840,647	588,765	134,706	117,882	707,667	841,353
岐阜県	309,066	108,000	210,105	519,171	627,171	309,867	108,667	216,146	526,013	634,680	395,466	113,222	122,579	518,045	631,268	395,467	120,667	121,253	516,720	637,387	419,500	136,250	115,525	535,025	671,275
静岡県	407,797	92,901	110,187	517,884	610,885	409,881	95,226	110,187	519,868	615,095	431,746	94,912	107,423	539,169	634,082	437,883	92,648	102,671	540,554	633,203	437,121	92,728	101,174	538,295	631,023
愛知県	407,533	202,776	44,776	452,109	654,885	411,107	202,776	42,064	453,171	655,947	419,004	203,321	39,593	458,597	661,918	429,999	203,321	35,916	459,415	662,736	425,659	203,503	34,487	460,146	663,649
三重県	297,692	53,077	249,687	547,379	600,456	313,385	51,346	257,149	570,534	621,879	366,000	51,346	212,300	578,300	629,646	368,769	51,346	202,838	571,607	622,954	392,308	53,269	193,054	585,362	638,631
滋賀県	420,500	152,000	211,400	613,900	765,900	406,000	152,000	212,600	610,600	769,600	427,600	152,000	212,200	639,800	791,800	429,400	152,000	218,200	647,600	799,600	431,000	152,000	216,367	587,367	799,367
京都府	527,838	91,872	197,378	725,216	817,088	537,685	95,590	193,442	731,127	826,716	551,915	96,154	186,673	738,588	834,742	554,685	96,923	186,673	741,358	838,280	556,838	96,026	191,442	748,280	844,306
大阪府	580,622	194,917	26,958	607,580	802,497	586,945	196,349	26,901	613,846	810,195	589,214	192,365	32,526	621,740	814,105	592,635	192,469	33,394	626,029	818,498	594,431	192,547	34,919	629,350	821,897
兵庫県	401,855	237,885	204,054	605,909	843,794	407,990	236,923	206,592	614,582	851,505	414,059	231,827	216,067	630,126	861,953	433,672	227,500	201,927	635,599	863,100	440,518	234,044	209,141	649,659	883,703
奈良県	411,875	140,625	177,250	589,125	729,750	439,313	140,625	156,375	595,688	736,313	458,598	145,313	107,806	629,056	774,369	454,067	143,333	86,533	631,600	774,933	560,857	146,429	84,857	635,714	782,143
和歌山県	429,578	157,778	77,333	506,911	664,689	429,578	149,444	77,333	506,911	656,356	446,244	149,444	77,333	523,577	673,022	456,911	157,778	89,111	546,022	703,800	456,911	157,778	78,444	535,355	693,133
鳥取県	284,625	51,250	162,650	447,275	498,525	327,750	63,125	131,750	450,500	522,625	396,000	75,625	13,888	459,888	535,513	396,000	75,875	66,763	462,763	538,638	396,000	75,875	66,863	462,863	538,738
島根県	393,600	86,000	23,867	417,467	503,467	393,600	86,000	23,867	417,467	503,467	418,800	86,000	13,667	432,467	518,467	422,400	89,000	15,000	437,400	526,400	422,400	89,000	15,000	437,400	526,400
岡山県	323,291	85,000	381,173	704,464	789,464	327,248	85,000	398,235	725,483	810,483	376,9														

VI-24 私立学校助成等の充実

提出先 文部科学省、国土交通省

【提案項目】

公立学校とともに学校教育の中で大きな役割を担っている私立学校の振興を図るために、次の措置を講じること。

- 1 経常費助成費補助金に係る地方超過負担の解消  
経常費助成費補助金は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消すること。
- 2 国庫補助金の算定方法の見直し  
国庫補助金の算定方法は、生徒数を基準とした方法から、教職員人件費等の学校の経常的経費を基に算定する方法とすること。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等の補助対象化  
専修学校の高等課程や外国人学校等を補助対象とすること。
- 4 幼児教育に係る遊具等の整備に対する補助の確実な実施  
幼児教育に不可欠である遊具等の整備について、財政支援の継続を図るとともに、予算措置後においても十分な額の補助を着実に実施すること。
- 5 幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実  
幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実とともに、十分な財源確保を図ること。
- 6 幼稚園特別支援教育経費の補助対象の拡充等  
幼稚園特別支援教育経費は、幼児1人当たりの国庫補助単価を増額するとともに、補助対象を障害児1人以上在園の幼稚園とすること。
- 7 私立幼稚園に係る経常費補助及び認可事務の制度改正  
幼保一体化を一層推進するため、私立幼稚園に係る経常費補助について国から政令指定都市及び中核市に直接補助できるよう制度改正するとともに、認可事務についても、政令指定都市及び中核市に私立学校審議会を設置し、県の私立学校審議会への諮問が不要となるよう制度改正を行うこと。
- 8 高等学校等就学支援金の充実による私立高等学校等の実質無償化  
高等学校等就学支援金の拡充により年収約590万円未満世帯の実質無償化がなされたことから、年収約910万円未満世帯への支給額を充実させるなど支援のバランスを考慮した制度とすること。また、家計に占める教育費負担が大きい多子世帯への補助を拡充すること。

- 9 私立学校授業料減免事業への支援の継続  
高校生等への修学支援を安定的に行うため、都道府県が行う私立学校授業料減免事業の実施に必要な財政支援を行うこと。
- 10 高等教育の修学支援新制度の充実  
家庭の経済状況にかかわらず、大学等での学びを継続したい若者を支援するため、多子世帯への支援の充実も含め、補助の対象となる世帯の拡充、一人当たりの補助額の増額など、高等教育の修学支援新制度を充実すること。
- 11 学校施設耐震化のための財源確保等  
学校施設の耐震化のための十分な財源を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。特に、耐震調査費に対する財政支援については実際の調査費の3分の1を補助するよう、算定方法を見直し学校設置者の負担軽減を図ること。

【提案理由等】

- 1 本県の助成額に対して国庫補助額は14%程度であるが、私立学校は学校教育の中で大きな役割を担っていることから、補助額を県助成額の2分の1とすることが必要である。
- 2 本県では、生徒数等の増減に影響されにくい制度として「標準的運営費方式」を導入したが、国においても従来からの単価方式でなく、より安定的な制度に改める必要がある。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等は、職業教育機関としての社会的な役割や日本の初等・中等教育に相当する教育を担っていることから、国庫補助対象とする必要がある。
- 4 幼児教育における遊具等の整備は子どもの健全育成に欠かせないものであるため、国の補助の着実な実施が必要である。
- 5 預かり保育に対し支援策の一層の充実を図るため、十分な財源確保を図る必要がある。
- 6 幼稚園特別支援教育経費について、支援を必要とする幼児が増加している状況等を鑑み、幼児一人当たりの補助単価を増額するとともに、特別支援教育を一層推進するため、在園者が1人の施設も対象とする必要がある。
- 7 政令指定都市及び中核市への権限移譲に当たっては、補助金の交付、認可の権限を合わせた一体的な権限移譲を求められていることから、補助金事務、認可事務について制度改正が必要である。
- 8 高等学校等就学支援金については、年収約590万円未満世帯を対象に実質無償化がなされたことから、年収約910万円未満世帯についても支給額を増額するなど支援のバランスを考慮した制度とすることが必要である。また、多子世帯は、子どもの教育費に係る負担が非常に大きいことから、支援を強化するため、世帯収入要件の見直しや補助額の増額など補助の拡充が必要である。
- 9 私立高等学校等の授業料実質無償化については、年収約590万円未満世帯を対象に授業料の全国平均額（396,000円）まで無償化されたが、授業料平均額が全国平均額を上回る都道府県が独自に支援を行う場合についても、適切な財政措置を講じる必要がある。

- 10 意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況により修学を諦めてしまうことがないよう、真に支援が必要な家庭に十分な支援を届けるために、年収約380万円未満世帯まで上限額の補助を行うとともに、教育費負担が特に大きい多子世帯については、対象となる年収上限を引き上げるなど、補助を拡充する必要がある。
- 11 地震による被害を食い止めるためには、学校施設の耐震化を促進することが必要である。特に、耐震調査費については、国は補助対象事業費の3分の1を財政支援することとしているが、国庫補助金の算定に当たり、延べ床面積に補助単価を乗じて、その3分の1を補助する方式となっているため、実際の調査費の5分の1程度しか財政支援がなされておらず、耐震調査促進の妨げとなっている。



## 私立高等学校等

## 学費支援

年収700万円未満の世帯まで  
授業料が実質無償化 最大 456,000円

多子世帯で年収800万円未満の世帯まで  
授業料が実質無償化 最大 456,000円

※多子世帯…15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯

非課税世帯まで  
入学金が実質無償化 最大 210,000円

返還不要。申請をお忘れなく。



高等学校等  
就学支援金



神奈川県  
高校生等  
奨学給付金



学費補助金

年収に関わらず、リーフレットの内容を  
よく、ご確認ください。

お申込みは高校入学後！

発行/お問合せ 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1  
電話:045-210-3793(直通) 受付時間:平日 8:30~12:00, 13:00~17:15

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



## 各制度の補助額

年収は目安です。審査の際は所得区分(住民税に基づく基準額を用いた計算の結果)で判断されます。所得区分の確認方法は4ページをご覧ください。

年 収 目 安	「モデル世帯」	授業料補助		入学金補助		授業料 入学金
		① 高等学校等就学支援金(国)	② 学費補助金(県)	② 学費補助金(県)		
年 収 目 安	生活保護～ 住民税非課税世帯	396,000円 (通信制 297,000円)	+ 60,000円 (通信制 159,000円)	+ 210,000円	→	授業料 456,000円 入学金 210,000円
	270万円～ 590万円未満	396,000円 (通信制 297,000円)	+ 60,000円 (通信制 159,000円)	+ 100,000円	→	授業料 456,000円 入学金 100,000円
	590万円～ 700万円未満	118,800円	+ 337,200円	+ 100,000円	→	授業料 456,000円 入学金 100,000円
	700万円～ 750万円未満	118,800円	+ 74,400円	+ 100,000円	→	授業料 193,200円 入学金 100,000円
	多子世帯	118,800円	+ 337,200円	+ 100,000円	→	授業料 456,000円 入学金 100,000円
	750万円～ 800万円未満	118,800円			→	授業料 118,800円
「モデル世帯」	多子世帯	118,800円	+ 337,200円		→	授業料 456,000円
	800万円～ 910万円未満	118,800円			→	授業料 118,800円
	多子世帯	118,800円	+ 74,400円		→	授業料 193,200円

※モデル世帯…両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯

※多子世帯…15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯

授業料補助額や、  
入学金補助額が  
学校の授業料や  
入学金を超える場  
合、超えた金額は  
支給されません。

## 授業料の場合

高等学校等就学支援金 396,000円	学費補助金 44,000円	16,000円 ← 支給されません
学校の授業料 440,000円		支給される額

イメージ(例:590万円未満の世帯の場合)

授業料 < 支援金+補助金

高等学校等の所  
在地によって申請  
できる制度が異な  
ります。

住 所	高校等所在地 ※1	① 高等学校等就学支援金	② 学費補助金(県) ※2
[生徒・保護者等ともに] 県内在住 ※3	県内設置	○	○
	県外設置	○	×

※1 通信制の場合は本母校の所在地で判断します。

※2 生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。

※3 単身赴任の場合には、対象とならない場合があります。詳細はお問い合わせください。



# 「高等学校等就学支援金」

● 国の制度 ○ 返済不要

お申込み

新1年生	2・3年生
4月/6月頃(2回)	6月頃

① 高等学校等就学支援金		
年収の目安	所得区分	授業料補助 (年額)
	令和5年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」※1	
生活保護	(令和5年1月1日時点で生活保護)	396,000円 (通信制297,000円)
非課税～590万円未満	154,500円未満	118,800円
590万円～910万円未満	304,200円未満	

私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込めるよう、授業料を補助する制度です。

- ▶ 私立高等学校等に通う生徒が対象となります。県外の私立高等学校等に通う場合は、その都道府県に申請します。
- ▶ やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援制度もあります。

※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。年収はあくまで目安です。  
令和5年4月～6月分の授業料補助については、令和4年度の税額で判定します。

**生徒が早生まれの場合** 生徒の生年月日が以下の表に該当し、保護者等が当該生徒を自己の扶養親族としている場合は①のとおり計算します。それ以外の保護者等は②のとおり計算します。

生徒の生年月日	①を使う期間
平成18年1月2日～4月1日	令和5年4月分～令和5年6月分(3か月分)
平成19年1月2日～4月1日	令和5年7月分～令和6年6月分(12か月分)

**計算方法**  
 ① (市町村民税の課税標準額-33万円) × 6% - 市町村民税の調整控除の額  
 ② (市町村民税の課税標準額) × 6% - 市町村民税の調整控除の額



# 「学費補助金」

● 県の制度 ○ 返済不要

お申込み

全学年
6月頃

② 学費補助金			
年収の目安	所得区分	授業料補助 (年額)	入学金補助 (入学年度の1回のみ)
	令和5年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」※1		
生活保護	令和5年1月1日時点で生活保護	60,000円 (通信制159,000円)	210,000円 (上限額)
非課税	「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円 ※2		
270万円～590万円未満	154,500円未満	337,200円	100,000円 (上限額)
590万円～700万円未満	203,100円未満		
700万円～750万円未満	227,100円未満	74,400円	対象外
多子世帯 ※3	227,100円未満	337,200円	
750万円～800万円未満	251,100円未満	対象外	対象外
多子世帯 ※3	251,100円未満	337,200円	
800万円～910万円未満	304,200円未満	対象外	対象外
多子世帯 ※3	304,200円未満	74,400円	

私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。

- ▶ 生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内設置(通信制の場合、本部校が県内設置)の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。
- ▶ 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は対象なりません。
- ▶ 対象校は県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/in dex.html>



※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。年収はあくまで目安です。  
 生徒の生年月日が「平成19年1月2日～4月1日」の場合は「①高等学校等就学支援金」の「生徒が早生まれの場合」の「計算方法①」のとおり計算します。  
 ※2 父母の合計額です。「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」では判定しません。  
 ※3 多子世帯とは15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯です。



非課税世帯、生活保護(生業扶助)受給世帯が対象です。

お申込み

全学年
7月以降

# 「神奈川県高校生等奨学給付金」

● 県の制度 ○ 返済不要

神奈川県にお住まいの高校生等の保護者等に対して、授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。(県外の高等学校等に通う場合も申請できます。)

次の①～③すべてに該当する世帯が対象です。

- ① 保護者等が神奈川県に在住
- ② 生徒等が令和5年7月1日現在、私立高等学校等に在学
- ③ 「生活保護(生業扶助)を受けている世帯」又は「保護者等全員の令和5年度の県民税・市町村民税所得割額の合計額が0円(非課税)の世帯」

- ▶ 家計急変により、非課税相当となる世帯に対する給付もあります。
- ▶ 新入生に対し、一部の金額を給付する制度(一部前倒し給付)があります。(申請は4月以降)

③ 神奈川県高校生等奨学給付金			
(令和5年7月1日時点で生活保護の生業扶助を受けている)			52,600円
令和5年度の県民税・市民税所得割額が0円(非課税)	全日制・定時制の学校	中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる第1子、またはいない	137,600円
		中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる第2子以降	152,000円
通信制・専攻科の学校			52,100円

## 申請の方法

- ① 高等学校等就学支援金
- ② 学費補助金

### 高校等に入学後、学校を通じて申請します。

※申請の具体的な方法は、学校を通じてご案内します。

- 申請後、高校等や神奈川県での審査を経て、高等学校等就学支援金や学費補助金が学校へ交付されます。
- 学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。学校によっては、いったん授業料を納め、後日補助金等を返還する場合がありますので、詳細は学校に直接お問い合わせください。

- ③ 神奈川県高校生等奨学給付金

県内の学校	▶ 申請書は学校が配付。 ▶ 申請書に記入し、添付書類とともに学校へ提出。 (申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます)
県外の学校	▶ 申請書は申請者自身が県のホームページから取得。(令和5年6月下旬以降更新予定) <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syougakukyuuhtml.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syougakukyuuhtml.html</a> ▶ 申請書に記入し、在籍する学校に提出。 ▶ 学校は、学校使用欄(申請書裏面)に記載・押印ののち申請者に返還。 ▶ 申請者自身が添付書類とともに県へ直接郵送。 (申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます)



申請書HP▶

返還不要

お申込みは 高校入学後!

県内の私立高等学校等に進学された場合、

年収約 **700万円** (多子世帯は年収約 **910万円**)

未満世帯まで **授業料実質無償化**

**非課税**世帯まで **入学金実質無償化**

令和6年第1回神奈川県議会定例会の審議を経た上で決定されます。

多子世帯の支援を拡充しました

令和5年度まで

- 年収約 **800万円**未満の多子世帯※を対象に授業料を実質無償化。
- ※ **15歳以上23歳未満**の扶養している子ども(中学生を除く)が**3人以上**いる世帯

拡充

令和6年度から拡充

- 年収約 **910万円**未満の多子世帯※を対象に授業料を実質無償化 **<年収上限引上げ>**。
- ※ **23歳未満**の扶養している子どもが**3人以上**いる世帯 **<年齢要件緩和>**

補助上限額

補助額の詳細については裏面を御確認ください。

授業料補助上限額(予定)	入学金補助上限額(予定)
<b>468,000円</b> (県内私立高校の平均授業料)	<b>211,000円</b> (県内私立高校の平均入学金)

- 生徒・保護者等とともに県内在住、かつ県内設置(通信制の場合、本母校が県内設置)の私立高等学校等に進学した場合の補助上限額です。
- 「高等学校等就学支援金」や「学費補助金」は、学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。学校によっては、いったん授業料を納め、後日補助金等を返還する場合があります(返還の時期や方法は学校により異なりますので、補助金の受取方法等についての詳細は学校に直接お問い合わせください)。

問合せ 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-3793(直通)  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



<参考> 県内私立高校の入試情報

私立高校では、2月中旬以降も**生徒の募集**の受付を行う学校があります。  
**2月15日に県ホームページで最新情報を掲載**します。なお、出願方法や出願期限等の詳細は各学校へお問合わせください。  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/cnt/f450153/index.html>

令和6年度の授業料・入学金補助額(年額)

授業料については、年収約700万円(多子世帯は年収約910万円)未満の世帯に対して468,000円まで、  
入学金については、生活保護世帯・住民税非課税世帯の方に対して211,000円まで支援します。

	所得区分	授業料補助		入学金補助	補助上限額※6	
		①高等学校等就学支援金(国)	②学費補助金(県)※2			
	令和6年度の「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額※1」					
	生活保護世帯 令和6年1月1日現在で生活保護					
	住民税非課税世帯 「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円※3					
年収目安(モデル世帯)※5	270万円~590万円未満	154,500円未満	396,000円 (通信制 297,000円)	72,000円 (通信制 171,000円)	211,000円	授業料: 468,000円 入学金: 211,000円
	590万円~700万円未満	203,100円未満		349,200円	100,000円	授業料: 468,000円 入学金: 100,000円
	700万円~750万円未満	227,100円未満		74,400円		授業料: 193,200円 入学金: 100,000円
	多子世帯※4	227,100円未満	118,800円	349,200円		授業料: 468,000円 入学金: 100,000円
	750万円~910万円未満	304,200円未満				授業料: 118,800円
	多子世帯※4	304,200円未満		349,200円		授業料: 468,000円

- ※1 父母の合計額です。年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。令和6年4月~6月分の高等学校等就学支援金は令和5年度の税額で判定します。
- ※2 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は学費補助金の対象となりません。
- ※3 父母の合計額です。「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」では判定しません。
- ※4 23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯です。
- ※5 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。
- ※6 補助額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

- ① 就学支援金(国の制度) …… 県外の私立高等学校等に通う場合も申請できます。
- ② 学費補助金(県の制度) …… 生徒・保護者等とともに県内在住、かつ県内設置(通信制の場合、本母校が県内設置)の私立高等学校等に通う場合が対象です。  
(県外の私立高等学校等に通う場合は対象となりません)
- ①、②どちらの制度も、高等学校等入学後、学校を通じて申請します。

— その他の補助制度(返還不要です) —

- ③ 神奈川県高校生等奨学給付金【給付額 高校生等1人52,100円~152,000円/年】  
… 生活保護(生業扶助)世帯又は住民税所得割額の合算額が0円(非課税)世帯(家計急変により非課税相当になった世帯も含む)の方に対し、授業料以外の教育費負担を軽減します。  
問合せ 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ 電話 045-210-3793(直通)

— 主な貸付制度(返還が必要です) —

- ④ 神奈川県高等学校奨学金 …… 学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に奨学金の貸付けを行う制度  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>  
問合せ 神奈川県教育委員会 行政部 財務課 高校奨学金グループ 電話 045-210-8251(直通)
- ⑤ 母子父子寡婦福祉資金 …… ひとり親家庭の子どもの修学等に当たって、福祉資金の貸付けを行う制度  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioya-support/fukushishikin/index.html>  
問合せ 市にお住まいの方: 各市役所(福祉事務所) ※政令市・中核市を除く 町村にお住まいの方: 県の各保健福祉事務所

## 陳情に対する考え方について

**私立学校**：県が所轄、設置認可・運営指導

各種助成は、国が都道府県に交付し、都道府県が主体となり経常費等の助成を学校法人等へ実施

### 私立学校等への学費補助について

- ・国による高等学校の授業料実質無償化への取り組みが進む
- ・神奈川県による学費補助金制度の拡充



- 県の補助金は、県内在住かつ県内設置の私立高等学校等に通うのみが対象となっていること
- 所得の状況等に応じて一定の負担軽減が図られたが、県内の私立高等学校の授業料等は他の都道府県と比較して高い水準にあることから、支援の充実を図ることが重要である
- 国や県の動向を注視しながら、神奈川県への働きかけを検討していくものとする